

退職金共済制度加入促進事業

中小企業における退職金共済制度の加入を促進し、従業員の福祉向上と雇用の安定化を図るため、制度に加入し、掛金を納付した事業主を対象に補助金を交付します。

中小企業退職金共済制度

町内に本店となる事業所を有し、中小企業退職金制度（中退共）または北海道中小企業従業員退職金共済制度（特退共）に加入し、掛金を納付した事業主で、以下の(1)～(2)のいずれかに該当すること ※適格退職金共済制度から移行した事業者を除く

要件(1) 令和6年4月1日以降に退職金共済制度に加入した被共済者（新規）

要件(2) 令和元年4月1日から令和6年3月31日までに退職金共済制度に加入した被共済者（新規加入後5年未満）

◇補助額：1被共済者につき、申請年度に掛金を納付した額の2分の1（上限8千円）
※国の助成額を除く

◇申請に必要な書類：

- ① 中小企業退職金共済制度加入促進事業補助金交付申請書
- ② 中小企業退職金共済制度掛金納付状況内訳書
- ③ 退職金共済手帳の写し（中小企業退職金制度加入事業者のみ）
- ④ 加入者明細表の写し（北海道中小企業従業員退職金共済制度加入事業者のみ）
- ⑤ 助成金等の支払にかかる振込先口座の登録について

特定業種退職金共済制度

町内に本店となる事業所を有し、建設業退職金共済制度（建退共）または林業退職金共済制度（林退共）に加入し、掛金を納付した事業主

◇補助額：1被共済者につき、申請年度に掛金を納付した額の2分の1（上限8千円）

◇申請に必要な書類：

- ① 特定業種退職金共済制度加入促進事業補助金交付申請書
- ② 特定業種退職金制度掛金納付状況内訳書
- ③ 共済手帳受払簿の写し
- ④ 共済証紙受払簿の写し
- ⑤ 助成金等の支払にかかる振込先口座の登録について

■申請期限

3月19日（水）まで

■申請書の取得方法

- ① 町ホームページよりダウンロード
- ② 士幌町産業振興課窓口

■申請方法

- ① 郵送
- ② 持参

■提出先

〒080-1292 士幌町役場産業振興課商工観光労働係（コミセン内）

■補助金の交付

4月中旬（予定）

■その他

令和5年度（前年度）に申請のあった事業者には、3月上旬に申請に係る書類を郵送にて送付します。

町ホームページ

